

税制改正について

～令和4年度より適用された主なもの～

個人住民税

- 住宅借入金等特別税額控除の見直しについて

所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除します。なお、個人住民税における控除限度額については、消費税率引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に引下げます。

居住年	改正前 平成26年4月～令和3年12月	改正後 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	所得税の課税総所得金額等の5% （最高9.75万円）

軽自動車税

- グリーン化特例（軽課）の延長と対象車両の見直し（令和4、5年度課税分に適用）

グリーン化特例（軽課）とは排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車については購入翌年度のみ軽自動車税（種別割）の税率を軽減（軽課）する措置です。

令和4年度及び令和5年度に課税される軽自動車税（種別割）に適用されるグリーン化特例（軽課）については自家用乗用の軽自動車に係る適用対象が電気自動車等のみに限定されることとなります。

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に取得した車両→令和4年度課税
- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した車両→令和5年度課税

たばこ税

- 加熱式たばこの課税方式の見直し（5段階の経過措置）

加熱式たばこの製品特性を踏まえ、平成30年から5年間の経過措置を設けて課税方式の見直しを行っており、令和4年10月に5段階目の見直しが行われます。

～令和5年度以降適用される主なもの～

個人住民税

- 医療費控除の特例の延長等（令和5年度課税分から適用）
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲に見直しを行い、適用期限を5年延長します。
- 森林環境税の課税（令和6年度課税分から適用）
森林環境税は令和6年度より課税される国税であり、個人市民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

軽自動車税

- グリーン化特例（軽課）の延長（令和6、7、8年度課税分に適用）
グリーン化特例の令和6年度、令和7年度及び令和8年度に課税される軽自動車税（種別割）に適用されるグリーン化特例（軽課）について適用期限が延長されます。なお、営業用乗用車については、一部基準が厳格化されます。
 - ・令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に取得した車両→令和6年度課税
 - ・令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した車両→令和7年度課税
 - ・令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に取得した車両→令和8年度課税
- 特定小型原動機付自転車の課税（令和6年度課税分から適用）
特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に係る税率を2,000円とし、令和6年度以降の軽自動車税種別割について適用します。
課税標識（いわゆるナンバープレート）については、令和5年7月1日以降に交付します。